

身体障害者相談員・知的障害者相談員

鏡野町では、身体障害者相談員7名、知的障害者相談員4名、計11名の方を相談員として委嘱しています。身体又は知的等の障害に悩み事等がある方は、お気軽にご相談ください。

○身体障害者相談員

・身体に障害のある方、又はその家族からの相談に応じます、また関係機関との連絡にあたります。

氏名	住所	連絡先
土居 武雄	鏡野町小座749-1	0868-54-0142
岡田 宏	鏡野町円宗寺68	0868-54-0510
鈴木 陳夫	鏡野町下斎原361	0868-52-0208
西 祐信	鏡野町富西谷242	0867-57-2354
太田 勝	鏡野町瀬戸401-8	0868-54-3226
小林 幸三	鏡野町井坂272	0868-52-2547
松本 倫	鏡野町上齋原2170-116	0868-44-2844

○知的障害者相談員

・知的障害者の家庭における療育、生活などに関する相談に応じます。また施設入所や就学、就職などについて関係機関との連絡にあたります。

氏名	住所	連絡先
藤本 宗平	鏡野町吉原312	0868-54-0808(自) 0868-54-0312(勤)
村下 次子	鏡野町上齋原802-1	0868-44-2637
友保佐加江	鏡野町養野401	0868-52-2509
岩佐 充子	鏡野町富東谷359-1	0867-57-2223

お問い合わせ：鏡野町役場福祉課 ☎0868-54-2986

行政相談週間

総務省岡山行政評価事務所では、行政相談として、国などの仕事に関する苦情や要望、その他分からないことなどのご相談に応じております。

相談の内容は、道路、河川、年金、雇用・労災保険、福祉、窓口サービスなど役所が行っている仕事に関するについて、どんな小さなことでも結構ですのでお気軽にご利用ください。

この行政相談について住民の皆様のご理解を深め、さらに利用していただくため、総務省では10月16日(月)から22日(日)までの1週間を「行政相談週間」と定め、全国一斉に各種の行事を実施いたします。

鏡野町では、この週間行事の一環として、行政相談委員が行政相談所を開設いたします。

(日程については、18ページのくらしの情報をご覧ください。)

鏡野町の行政相談委員は下記の方となります。

○鏡野町行政相談委員

氏名	住所	連絡先
中江 誠子	鏡野町中谷193	0868-54-3090
小林 計美	鏡野町女原48-2	0868-52-2452
杉山 道子	鏡野町上齋原1264	0868-44-2263
築山 弘美	鏡野町富西谷215	0867-57-2346

なお、総務省岡山行政評価事務所では、年間を通じてご相談をお受けしております。相談は無料で、相談者の秘密は守られます。

お問い合わせ：行政苦情110番(岡山行政評価事務所)
電話086-224-1100 FAX086-221-5661

町営住宅入居者を募集

町営住宅の入居者を募集しています。入居を希望される人は、期限内に申し込みください。

■町営住宅中原団地1戸

住宅の位置 鏡野町 上齋原271-1 (旧上齋原村地内)
間取り及び構造 2LDK. 木造2階建て
家賃 月額 24,000円
共益費 月額 6,000円
敷金 家賃の3ヶ月分

■町営住宅ヴィラヤマセミ団地2戸

住宅の位置 鏡野町 富東谷414-9 (旧富村地内)
間取り及び構造 1DK. 木造平屋長屋建て
家賃 月額 10,000円
共益費 月額 700円
敷金 家賃の3ヶ月分

■町営住宅エコロマンの丘1戸

(住宅に定められた条件で20年間生活し更に永住の意思がある場合は、入居中の家屋及び土地は、そのまま入居者に無償譲渡とする)

住宅の位置 鏡野町 富西谷169-12 (旧富村地内)
間取り及び構造 3LDK. 木造2階建て
家賃 月額 50,000円
敷金 家賃の3ヶ月分

■入居資格

○中原団地

(1) 町内に住所を有する人又は勤務場所を有する人

(2) 所得が町条例により算出した収入基準の範囲に該当する人

(3) 家族のある人 (近く結婚予定の人を含む)

(4) 国税、地方税を完納している人

○町営住宅ヴィラヤマセミ団地

(1) 町内に住所または、勤務地を有し、住宅に困る人

(2) 年間所得が100万円以上である人

(3) 家族のある人 (近く結婚予定の人を含む)

(4) 現に住宅に困窮していることが明らかな人

(5) 国税、地方税を完納している人

○エコロマンの丘

(1) 本町に居住又は永住を前提として家族で転入及び転入が確約できる人

(2) 年間所得が100万円以上である人

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな人

(4) 地方税を完納している人

(5) 世帯主が年齢40歳未満で、現在小学校以下の子供がいる見込まれる人

(6) 本町を愛し、町民の一人として地域に融和できる人

■申込期限 10月16日(月)

■入居予定日 12月初旬

■申し込み・お問い合わせ

鏡野町役場建設課 ☎0868-54-2989

1,000㎡以上の土地の開発行為の際には、許可申請・協議が必要です

①鏡野町の条例に基づく届出…1,000㎡以上の宅地造成等の開発行為(上齋原地区については500㎡以上及び戸数要件があります)…町開発調整審議会の案件となります。

②都市計画法に基づく許可申請(県知事許可)…都市計画区域内で3,000㎡以上の開発行為(都市計画区域外でも10,000㎡を超えるものについては、都市計画法の適用を受ける場合があります)

③県土保全条例に基づく許可申請(県知事許可)…都市計画区域外で10,000㎡以上の開発行為

※県知事許可が必要となるものについては事前に岡山県と協議を行ってください。

11月開発審議会の届出の締め切り…10月20日(金)

お問い合わせ：鏡野町役場 企画課 ☎0868-54-2982

土地取引には届出が必要となる場合があります

国土利用計画法により一定面積以上の土地取引(売買、交換、地上権設定など)する場合、土地を取得した方(売買の場合は買主)は、契約を締結してから2週間以内に、土地の所在する市町村役場まで届出をすることとなります。

届出をしなかったり、偽りの届出をした場合は法律により罰せられます。

鏡野町内の場合、次の規模の土地取引に届出が必要です。

都市計画区域内……………5,000㎡以上

都市計画区域外の区域…10,000㎡以上

詳しくは、土地の所在する市町村役場または所轄の県民局までお問い合わせください。